

栃木県国土強靱化地域計画【概要版】

はじめに

1 改定の趣旨

- ・ 栃木県国土強靱化地域計画とは、大規模自然災害等が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた安全・安心なとちぎづくりを推進するための指針
- ・ 近年発生した災害から得られた教訓や県の取組の進捗状況を踏まえるとともに、国の基本計画の見直し内容との調和を図るため、令和8年度からの概ね5年間の取組を位置付けた計画に改定

2 本計画の位置付け

国土強靱化基本法第13条の規定に基づき、本県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定

- (1) 国の国土強靱化基本計画や各市町の国土強靱化地域計画と調和
- (2) 県の「新とちぎ未来創造プラン」との整合、国土強靱化に関する他計画等の指針
- (3) 栃木県地域防災計画と連携

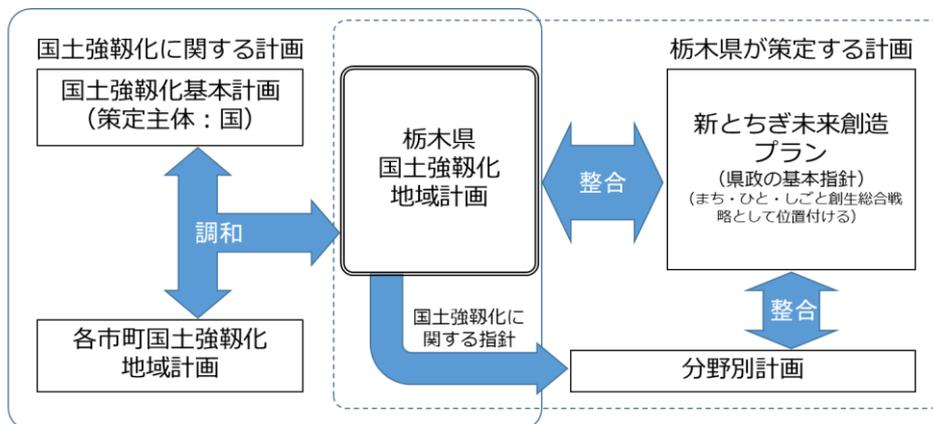


図1 栃木県国土強靱化地域計画と関連計画の関係性

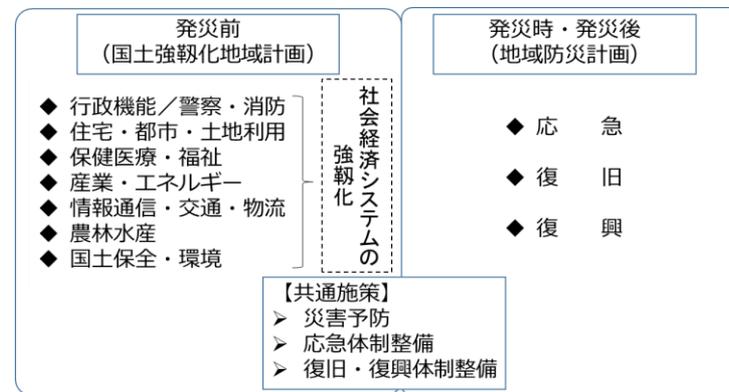


図2 国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係性

第1章 強靱化の基本的な考え方

1 基本理念

- (1) 安全・安心な基盤が整う強くてしなやかなとちぎづくり
- (2) とちぎの豊かさの維持・向上
- (3) 災害発生時の防災拠点としての機能の充実

2 基本目標

- (1) 県民の生命の保護が最大限図られていること
- (2) 県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

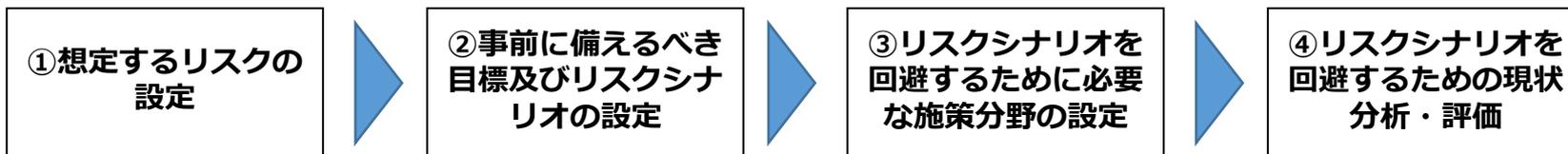
3 基本方針

- (1) 基本姿勢
 - ・ 人口減少、社会資本の老朽化、気候変動等を踏まえた施策の推進
 - ・ すべての住民に配慮した対策
 - ・ 自助・共助・公助を基本とし、市町、民間事業者等との連携・役割分担
 - ・ 強靱化を推進する担い手の確保と環境整備による地域づくりの推進
- (2) 適切な施策の組合せ
 - ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進
 - ・ 相互関連性も踏まえ、ライフラインの一体的で安定した機能に留意
 - ・ 平常時における県民生活の豊かさの向上等にも留意
- (3) 効果的な施策の推進
 - ・ 選択と集中による施策の重点化
 - ・ 既存の社会資本の有効活用、施設の効率的・効果的な維持管理
 - ・ 民間投資・技術活用の促進
 - ・ 施策を効率的に進めるためのデジタル等新技術の活用推進

第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

- ・ 国の基本計画における手法を参考に本県の脆弱性評価を実施



2 想定するリスク

- ・ 大規模自然災害全般（地震、風水害等）を想定 ※複合災害の可能性にも留意

3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

○事前に備えるべき目標：6目標

- | | |
|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐこと | (4) 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと |
| (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐこと | (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させること |
| (3) 必要不可欠な行政機能は確保すること | (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること |

○リスクシナリオ※：27本 ※リスクシナリオの内容はP7～8に記載

4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定

- 個別施策分野：7分野
- 横断的分野：5分野

5 リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

- ・ リスクシナリオごとの脆弱性評価結果について整理

6 評価結果のポイント

- ・ 第1章の「3基本方針」に反映

第3章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針

- ・ 脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために今後必要な施策について、施策分野（個別施策分野、横断的分野）ごとに推進方針を定めるとともに重要業績指標を設定
- ・ 各分野の施策の推進に当たっては、適切な役割分担の下、庁内関係部局が連携

2 個別施策分野の推進方針

(1) 行政機能／警察・消防等

①行政機能

- ・ 県及び市町の防災拠点機能の確保・強化
- ・ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備
- ・ 避難所の環境整備、運営等支援 など

②警察・消防等

- ・ 消防広域応援、災害警備体制の整備 など

(2) 住宅・都市・土地利用

- ・ 住宅、建築物等の耐震化
- ・ 上下水道施設の耐震化 など

(3) 保健・医療福祉

- ・ 保健医療福祉調整本部の体制強化
- ・ 医療機関等の耐震化 など

(4) 産業・エネルギー

- ・ ライフラインの災害対応力強化
- ・ エネルギーの安定供給 など



避難所の環境整備に必要な資機材を活用した避難所開設・運営訓練



DMAT（災害派遣医療チーム）等による災害対応訓練

第3章 強靱化の推進方針

2 個別施策分野の推進方針

(5) 情報通信・交通・物流

- ・住民等への災害情報の伝達
- ・緊急車両等の通行ルート確保
- ・孤立可能性集落における対策の推進 など

(6) 農林水産

- ・生産基盤等の災害対応力の強化
- ・森林の適切な整備・保全 など

(7) 国土保全・環境

- ・河川改修等の治水対策
- ・災害廃棄物の処理体制の整備 など

3 横断的分野の推進方針

(1) リスクコミュニケーション

- ・防災意識の向上、防災教育の実施
- ・地域防災力の向上 など

(2) 人材育成

- ・避難行動要支援者対策
- ・被災者生活再建支援業務に関する人材の育成 など



河川の整備による治水機能の向上



砂防堰堤の整備による土砂災害の防止



地区防災計画の策定作業

第3章 強靱化の推進方針

3 横断的分野の推進方針

(3) 官民連携

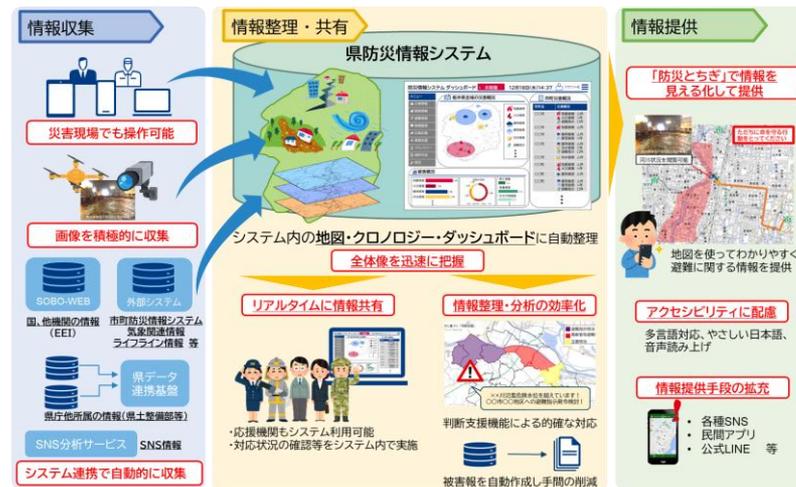
- ・災害ボランティアの活動体制強化
- ・被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援体制の構築検討 など

(4) 老朽化対策

- ・社会資本等の老朽化対策 など

(5) デジタル活用

- ・デジタルを活用した啓発等の推進
- ・災害時の情報共有体制の強化 など



次期防災情報システムによる災害対応イメージ

第4章 計画の推進及び進捗管理

1 優先的に取り組む施策

- ・「人命の保護」最優先の観点から、リスクシナリオ単位で施策を重点化
- ・27のリスクシナリオのうち「建物倒壊による死傷者の発生」など11のリスクシナリオを回避する施策を優先※

※リスクシナリオの内容と11の優先施策はP7～8に記載

2 各種施策の推進

- ・推進方針に基づく各種施策については各分野別計画と連携しながら計画的に推進
- ・PDCAサイクルにより進捗管理

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)一覧

No.	事前に備えるべき目標	No.	優先 施策	リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐこと	1-1	◎	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊、密集市街地や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生
		1-2	◎	河川の大規模氾濫等に伴う広域かつ長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		1-3	◎	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	◎	暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
		1-5	◎	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐこと	2-1	◎	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	◎	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	◎	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	◎	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止
		2-5		想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6		多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	◎	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
3	必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	◎	県、市町の職員・施設等の被災による大幅な機能低下

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)一覧

No.	事前に備えるべき目標	No.	優先 施策	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)
4	経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと	4-1		サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
		4-2		有害物質の大規模拡散・流出による荒廃
		4-3		基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		4-4		食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-5		農地・森林や生態系等の被害による荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させること	5-1		防災・災害対応に必要な通信インフラが機能停止し、災害情報等の伝達不能
		5-2		電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		5-3		上下水道施設の長期間にわたる機能停止
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること	6-1		自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2		災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3		大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-4		事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5		貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6		風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響